

豚・イノシシの飼養者のみなさま 飼養衛生管理基準の自己点検と報告をお願いします！

滋賀県内で豚熱に感染したイノシシが発見されており、国内においては、7月に静岡県での養豚場で発生が確認されています。

豚・イノシシの飼養者の皆様には家畜伝染病を予防するため年に4回、7項目の自己点検を実施いただいております。

小規模(1~5頭)飼養者の方には、「愛玩豚の飼養衛生管理基準について」を添付いたしますので、これを参考に、別紙様式等により家畜保健衛生所までご報告をお願いします。

8月分の報告期限は **8月21日(金)** です

Q：報告方法は？

A：次のいずれかの方法をお願いします。

- ・FAX：報告様式に記入し、送付してください。
- ・郵送：同封のはがきに記入、投函してください。
(郵送で家畜衛生情報をお送りした方のみ)
- ・インターネット：メール、しがネット受付サービス※
※別添参照のこと。

報告先：滋賀県家畜保健衛生所(本所)
近江八幡市西本郷町226-1
FAX：0748-37-4821

※※大津市、高島市、長浜市にお住まいで、中規模飼養者の方は
滋賀県家畜保健衛生所北西部支所へご報告ください。



**万一、特定症状が確認された場合は、豚等を飼育場所から移動させずに
直ちに家畜保健衛生所に連絡して下さい。**

特定症状の一例（ほかの原因によることが明らかであるものを除く）

・耳翼、下腹部四肢等の紫斑
・40℃以上の発熱
・歩行困難、後ろ足の麻痺
・けいれん

・突然死
・皮下出血(あざ)
・体表の孔からの出血
・急激な痩せ

滋賀県家畜保健衛生所

(本所)
近江八幡市西本郷町226-1
TEL:0748-37-7511 FAX:0748-37-4821
緊急携帯:090-3613-7486

(北西部支所)
高島市今津町弘川249-1
TEL:0740-22-2145 FAX:0740-22-6681
緊急携帯080-6176-8052

しがネット受付サービスでも回答 いただけます！是非ご利用ください。

■方法

- ① QRコードを読み取ってください。
- ② ログイン
(最初にメールアドレスの入力とパスワードの設定が必要です。)
- ③ 指示に従って入力、回答をお願いします。
- ④ 結果を送信してください。
受付けのお知らせがメールで届きます。

《しがネット受付サービス》

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/buta-selfcheck-r8-8>

A screenshot of the 'Graffer スマート申請' (Graffer Smart Application) web interface. The page features a header with the Graffer logo and title. Below the header, there are two prominent login buttons: 'Googleでログイン' (Login with Google) and a green 'LINEでログイン' (Login with LINE) button. A note indicates that users who have logged in with Google or LINE are automatically logged in. Below these, there is a 'または' (or) section with input fields for 'メールアドレス' (Email address) and 'パスワード' (Password), both marked as required. A 'Grafferアカウントでログイン' (Login with Graffer account) button is positioned below the password field. At the bottom, there is a link to 'パスワードを忘れた方はこちら' (Click here if you forgot your password) and a checkbox for 'Grafferアカウントをお持ち' (I have a Graffer account) with a note about logging in with a personal account. The footer contains a link to 'Grafferアカウントを登録' (Register Graffer account).

飼養衛生管理基準 自己点検結果報告様式

* 太枠内をご記入ください

滋賀県家畜保健衛生所 あて

下記項目について農場の状況を自己点検し、その結果を報告します

8月分	点検日		農 場 名	
			点検者名	

飼養衛生 管理基準 の項目	内 容	○:実施 ×:未実施 -:該当なし
17	衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	
18	衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	
19	衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等	
24	畜舎に立ち入る者の手指消毒等	
25	畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置並びに使用	
27	畜舎外での病原体の汚染防止	
31	衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	

報告期限: 令和8年8月21日(金)

報 告 先: メール ge37@pref.shiga.lg.jp

FAX(本所) 0748-37-4821

(北西部支所) 0740-22-6681